

広報たかはる令和3年2月号 町長コラム「いっぺこっぺ高原」より

「緊急事態宣言」発令

宮崎県では、昨年末から県民と県外者との接触や他圏域との往来に端を発し、新型コロナウイルス感染の急拡大がみられ知事の会見で「本県の状況は歴史的な危機に直面しており、地域医療や県民の暮らしを守るため、県民が心を一つにする必要がある。」とし、行動要請を伴う宮崎県独自の緊急事態宣言が1月7日に発令されました。

発令の期間は当初1月9日から1月22日までとなっていましたが、県内での感染者数は依然として高止まりし、感染拡大の沈静化にはまだ時間がかかるものとの判断し、2月7日まで延長されました。特に高齢者施設、医療機関、スポーツジム、カラオケ店などでクラスターが続発し、医療提供体制のひっ迫が深刻化しています。このように宮崎県内では、感染拡大の収束が見通せない危機的状況が続いており、町民の皆様には緊急事態宣言の行動要請を徹底しながら引き続き感染拡大防止に心掛けていただきますようお願い致します。

「緊急事態宣言」発令に伴う行動要請の主な内容は次のとおりです。

行動要請等の期間

令和3年1月9日～2月7日(終期は、感染状況を見極めながら随時判断)

主な行動要請

- ・原則、外出自粛要請(夜8時以降の外出など)
可能な限り人との接触機会を減らす努力を要請
- ・原則、県外との往来自粛
- ・イベントの中止・延期
- ・会食は4人以下、2時間以内
- ・テレワーク、時差出勤の推奨
- ・高齢者、基礎疾患のある方、高齢者施設や医療機関の従事者に対し、会食等の必要性について慎重に判断

飲食店等に対する営業時間短縮要請

(要請期間) 1月9日～2月7日

(要請内容) 営業時間は、午前5時～午後8時(酒類提供は午後7時まで)

感染拡大を抑えるには人との接触機会を極力減らすことが重要です。また、移動はなるべく日常生活の範囲とし、外出はできる限り短時間で混雑を避けるようにしましょう。感染した本人やその家族、治療にあたった医療関係者に対する誹謗中傷や根拠の

ない差別的言動はあってはならないことです。ウイルスは、身近な所に潜んでおり誰でも感染する可能性があります。不確かな情報に惑わされ人権侵害につながることはないよう、正しい情報を入手するように努めていただき、人権意識をもって冷静に行動していただきますようお願い致します。

緊急事態宣言発令により町民の皆様には日常生活やお仕事で更なるご負担をお掛けすることになりますが、宮崎県の危機的状況を乗り切るには皆様一人一人の取組みに頼らざるを得ません。「自分は絶対に感染しない」という気持ちを常に持ちながら行動し、皆が気持ちを一つにして自分を守り、家族を守り、一日も早くコロナの無い日常を取り戻すために皆様のご理解をいただきますようよろしくお願い致します。